

板橋区生活困窮者自立支援事業実施要綱

平成 27 年 3 月 31 日区長決定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。)に基づき、板橋区生活困窮者自立支援事業を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対 象 者)

第 2 条 法に定める事業(以下「法定事業」という。)として区が実施する事業による支援対象者は、原則として、区内に居住する生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。)とする。ただし、他自治体の住民から相談があった場合には、当該自治体と調整のうえ、連携して対応にあたるものとする。

(事業内容)

第 3 条 板橋区生活困窮者自立支援事業として区が実施する法定事業は、次のとおりとする。

- (1) 自立相談支援事業
- (2) 住居確保給付金
- (3) 家計改善支援事業
- (4) 就労準備支援事業
- (5) 子どもの学習・生活支援事業
- (6) 一時生活支援事業

2 前項に規定する事業及びその他施策・制度による生活困窮者への自立支援を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関による連携会議を設置する。

(実施条件)

第 4 条 法定事業(子どもの学習・生活支援事業を除く。)の実施にあたっては、自立相談支援事業における検討を踏まえ、区が支援決定(住居確保給付金にあっては、支給決定)を行う。

(実施方法)

第5条 法定事業は、現物給付により行う。ただし、住居確保給付金は、現金を給付することにより行う。

2 一時生活支援事業は、路上生活者対策事業実施大綱(都区共同事業)に基づき実施するものとする。

3 法定事業は、区が法令等により直接実施する事項を除き、民間事業者に委託し、実施することができる。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。